

## 後遺障害補償金支払区分表

<b>1 眼の障害</b>	
(1) 両眼が失明したとき	100%
(2) 1眼が失明したとき	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
(4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となつたとき	5%
<b>2 耳の障害</b>	
(1) 両耳の聴力を全く失つたとき	80%
(2) 1耳の聴力を全く失つたとき	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	5%
<b>3 鼻の障害</b>	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
<b>4 咀嚼、言語の障害</b>	
(1) 咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき	100%
(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
(3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき	5%
<b>5 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状</b>	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	15%
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残すとき	3%
<b>6 脊柱の障害</b>	
(1) 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき	40%
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	30%
(3) 脊柱に奇形を残すとき	15%
<b>7 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害</b>	
(1) 1腕又は1脚を失つたとき	60%
(2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき	50%
(3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき	35%
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	5%
<b>8 手指の障害</b>	
(1) 1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失つたとき	20%
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3) 拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失つたとき	8%
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	5%
<b>9 足指の障害</b>	
(1) 1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失つたとき	10%
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節(遠位指節間関節)以上で失つたとき	5%
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
<b>10 その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき</b>	
	100%

注 第7項から第9項までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

## 手術補償金区分表

対象となる手術	倍率
<b>1 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く）</b>	
(1) 植皮術（25cm <sup>2</sup> 未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む）	20
<b>2 筋、腱、腱鞘の手術</b>	
(1) 筋、腱、腱鞘の観血手術	10
<b>3 四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く）</b>	
(1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術	10
<b>4 四肢骨の手術（抜釘術を除く）</b>	
(1) 四肢骨観血手術	10
(2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む）	20
<b>5 四肢切断、離断、再接合の手術</b>	
(1) 手指、足指を含む四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
(2) 手指、足指を含む切断四肢再接合術、（骨、関節の離断に伴うもの）	20
<b>6 手足の手術</b>	
(1) 指移植手術	40
<b>7 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術</b>	10
<b>8 背柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含む）</b>	
(1) 背柱、骨盤の観血手術	20
<b>9 頭蓋、脳の手術</b>	
(1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨、鼻中隔を除く）	20
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む）	40
<b>10 脊髄、神経の手術</b>	
(1) 神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術）	20
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	40
<b>11 涙嚢、涙管の手術</b>	
(1) 涙嚢摘出術	10
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	10
(3) 涙小管形成術	10
<b>12 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術</b>	
(1) 眼瞼下垂症手術	10
(2) 結膜嚢形成術	10
(3) 眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
(4) 眼窩骨折観血手術	20
(5) 眼窩内異物除去術	10
<b>13 眼球・眼筋の手術</b>	
(1) 眼球内異物摘出術	20
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
(3) 眼球摘出術	40

(4) 眼球適除及び組織又は義眼台充填術	40
(5) 眼筋移植術	20
<b>14 角膜・強膜の手術</b>	
(1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
<b>15 ぶどう膜・眼房の手術</b>	
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術	10
(3) 緑内障(レーザーによる虹彩切除術は13.(2)に該当する)	20
<b>16 網膜の手術</b>	
(1) 網膜剥離症手術	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
<b>17 水晶体、硝子体の手術</b>	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術	20
(3) 硝子体異物除去術	20
<b>18 外耳、中耳、内耳の手術</b>	
(1) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(2) 乳突洞開放術、乳突切開術	10
(3) 中耳根本手術	20
(4) 内耳観血手術	20
<b>19 鼻・副鼻腔の手術</b>	
(1) 鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く)	10
(2) 副鼻腔観血手術	20
<b>20 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術</b>	
(1) 気管異物除去術(開胸術によるもの)	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	20
<b>21 内分泌器の手術</b>	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
<b>22 顔面骨、顎関節の手術</b>	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものは除く)	20
<b>23 胸部、食道、横隔膜の手術</b>	
(1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術、食道手術、横隔膜手術	40
(3) 胸腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう)	10
<b>24 心、脈管の手術</b>	
(1) 観血的血管形成術(血液透析用シヤント形成術を除く)	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸又は開腹術を伴うもの)	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40

<b>25 腹部の手術</b>	
(1) 開腹術を伴うもの	40
<b>26 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術</b>	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	40
(2) 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	20
(3) 尿瘻閉鎖観血手術(経尿的操作は除く)	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術(人工妊娠中絶術、経膈操作を除く)	20
(7) 膣腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膣術	20
(9) 膣壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
<b>27 上記以外の手術</b>	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術	40
(3) 上記以外の開腹術	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープ又は血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・喉頭 ・胸・腹部臓器手術(検査、処置は除く)	10

(注) 上表の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部又は必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいいます。